

作業届

年 月 日

枠内を完記下さい。

- ※ 作業届は、作業予定日の「5営業日前」までにご提出下さい。作業届のない作業や荷物の搬出入はお断りします。
- ※ テナント責任者名®のない作業届は受け付けません(特に、テナント専用部の開錠をともなうものは、必ず責任者®を押印下さい)。
- ※「定期入館証」をもち、B3Fから入館する運送事業者の方でも、大量の荷物を搬入する場合は、作業届を提出下さい。

テナント名	()階	テナント責任者名	®
業者名	電話番号()		
作業責任者	← 作業内容を確認する際に、説明のできる方		
作業日時	月 日 ()	時 分 から	月 日 ()
	月 日 ()	時 分 まで	
※ 平日の搬出入作業で、作業時間が1時間以上の場合は、時間調整させていただく場合があります			
作業場所	階	作業人員()名	
作業内容	必ず該当事項にチェック☑し、具体的な作業内容を記載して下さい		
	<input type="checkbox"/> 什器・備品、自販機、機械類、荷物、段ボールに入った書類などを「台車」を使って搬出入する作業 ※具体的な作業内容を必ずご記入下さい。(記入例)「机 50台 の搬入」、「コピー機の搬入」、「自販機の搬入」など		
	搬入車輛:車種 _____ 台数 _____ 台		※車高 2.6m以下を確認 済
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>台車の荷物は、必ず B3F「荷さばき場」から搬出入ください。 1Fロビー や B1F車寄せ からの搬出入は いかなる理由でもお断りします。</p> <p>重要 地上高 2.6m を超える車両で、B3F「荷さばき場」に進入することはできません。 必ず 2.6m 以下の車両で来館下さい。詳細は、裏面の注意事項を参照下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日9:00~10:30、15:00~16:00は、搬出入の「集中時間帯」になります。 平日・日中の長時間作業は、他のテナント・運送業者の搬出入の妨げとなりますのでお断りします。 什器・備品、長尺物、重量物等の搬出入時は、必ず養生をお願い致します。ビル共用部の養生は、デリバリーセンターが有償で行います。ご不明の点は、デリバリーセンター(03-6302-0428)へお問い合わせ下さい。 駐車料金は、30分300円になります。 </div>		
	<input type="checkbox"/> 工事作業等(点検、清掃、現場調査など)	<input type="checkbox"/> MDF、IDF関係作業	
	※具体的な工事内容を必ずご記入下さい。 ※MDF等の具体的作業内容をご記入下さい。		
	(記入例)「通信回線の現調」、「塗装工事」、「配管の切断作業」、「電気照明移設工事」など		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>重要 騒音・振動が発生する作業は、曜日に関わらず、22時~翌朝 8時までにはお願いします。但し、B2F~1Fは、23時以降となります。</p> <p>油性塗料の使用はお断りします。その他、揮発性溶剤を使用する場合は、必ず事前にご相談下さい。</p> <p>当ビルでは、消防署より火無工法での作業を指導されております。 火花、直火をともなう工具(切断砥石、パーナー、ガス溶断機、溶接機など)の使用は一切お断りします。</p> </div>		

回付

エステック処理欄

--	--

荷物・什器等の「搬出入ルール」について（重要）

1 搬出入ルール徹底のお願い

- ・台車を使用する搬出入は、**必ず5営業日前までに**「作業届」を提出下さい。「作業届」のない搬出入はいかなる場合でもお断りいたします（デリバリー・センターにて「定期業者登録」を行っている場合を除く）。
- ・**荷さばき場（B3F）は車高制限（2.6m以下）があります。**外部の運送業者に委託される場合は、**必ず「車高2.6m以下の車両」で来館**するようお伝え下さい。運送業者都合で、2.6mを超える車両で来館し強引に1FやB1Fから搬出入を行う行為は、許可できませんのでご注意下さい。
- ・**通行人の安全と床面保護のため、1FおよびB1Fからの重量物の搬出入は固くお断りいたします。**これまで、1Fから台車で荷物を搬入し台車を通行人の足首に当てて骨折させる事故や、台車を使用した重量物の搬出入による床面および外構タイルの「割れ」が頻繁に発生しております。1FやB1Fからの搬出入によって人身傷害やビル内外装を損傷させた場合、運送業者や運送委託者に連帯して損害賠償していただきますのでご注意下さい。

2 「引越し」や「重量物」等の搬出入について（例外措置）

- ・引越し時や、200kgを超えるような重量物、通行人の通行を妨げるような長尺物等もB3Fの荷さばき場から搬出入していただくのが原則です。
やむを得ない事情がある場合は、必ず事前に管理会社（03-3342-3511）へご相談ください。
- ・例外措置として1Fからの搬出入を認められた場合でも、「北側玄関」からの搬出入は厳禁です。「南側玄関」をご利用ください。また、安全確認のために最低でも1名の「安全誘導員」の配置をお願いします。
（1F、B1Fから搬出入される場合は、必ず下記欄に責任者の記名・捺印をお願いいたします）
- ・また、1個体あたり200kgを超える重量物や大量の荷物の搬出入の場合は、建物の内装を損傷しないよう十分な「養生」をお願いいたします。
「重量物」および「引越し」の養生は、エステックのデリバリー・センターが有償で行います。
- ・上記はあくまで例外措置です。1FやB1Fからの搬出入に起因する事故については、運送業者および運送委託者に連帯して責任を負っていただきます。

上記の荷物の「搬出入ルール」について確認しました。1FやB1Fからの搬出入については
通行人の安全および養生について十分に配慮し、館内ルールを遵守して搬出入を行います。

テナント名

テナントの責任者・氏名

印